第1章 総 論

第1節 スポーツの意義

スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や心身の健全な発達に必要不可欠なものです。特に、高齢化の急激な進展や生活が便利になることなどによる体を動かす機会の減少が予想される現代社会において、生涯にわたりスポーツに親しむことができる豊かな「スポーツライフ」を送ることは私たちにとって大きな意義があります。

さらに、スポーツは青少年の心身の健全な発達を促すもので、特に、自己責任、自制 心やフェアプレイの精神を培うものです。また、仲間や指導者との交流を通じて、青少年のコミュニケーション能力を育成し、豊かな心と他人に対する思いやりをはぐくみます。その上、子どもたちの精神的なストレスの解消にもなり、多様な価値観を認めあう 機会を与えるなど、青少年の健全育成に大きく寄与します。

また、スポーツを通じて住民同士が交流を深めていくことは、住民相互の新たな連携を促進するとともに、一つの目標に向って共に努力し達成感を味わうことにより、地域の一体感や連帯感が深まり地域活性化につながります。

なお、スポーツとのかかわりについては、スポーツを自ら行うことのほかに、スポーツを観て楽しむことや、指導者・ボランティアとしてスポーツを支援することがあります。特に、スポーツの支援については、指導者やボランティアとしてかかわることによる自己開発、自己実現を図ることを可能とします。従って、スポーツへの多様なかかわりについても、その意義を踏まえて積極的に促進を図っていくことが重要です。



第2節 計画のねらい

今日の社会は、科学技術の高度化や情報化などの進展により、人間関係の希薄化や精神的ストレスの増大、日常生活における体を動かす機会の減少による体力の低下など、心身両面にわたる問題が顕在化してきています。中でも、次代を担う子どもの体力が低下傾向にあることは、将来の明るく豊かで活力ある社会の形成にとって極めて憂慮すべきことです。

また、少子・高齢化社会において、生涯にわたり健康的で明るく活力ある生活を送る ことが、社会全体の活力の維持のためにも強く求められています。

このような社会環境の変化に伴い、住民のスポーツの実施目的や実施内容も高度化・多様化し、行政や体育関係団体などに求められる内容も大きく変化してきています。

このような状況の中、住民のスポーツへの主体的な取り組みを基本としつつ、ニーズや期待に適切に応え、一人ひとりがスポーツ活動を継続的に実践できるような、また、競技力の向上につながるようなスポーツ環境を整備することが重要です。こうしたスポーツ振興施策を効果的・効率的に実施するにあたっては、中・長期的な見通しに立ち、スポーツ振興をめぐる諸課題について、体系的・計画的に取り組むことが必要です。

本計画は、このような視点から、スポーツの機会を提供する行政及び体育協会などの関係団体と、利用する住民や競技者が一体となった取り組みを積極的に展開し、一層のスポーツ振興を図ることにより、明るく豊かで活力ある社会の実現を目指すものです。



第3節 計画の基本方針

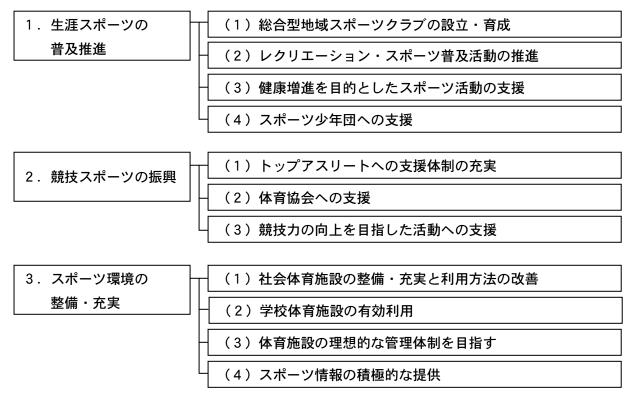
本計画においては、前に述べたような「ねらい」を踏まえ、今後の村田町におけるスポーツ振興を図る上での基本方針を次のとおりとし、その具体化を図ります。

- (1) いつでも、誰でも、気軽に運動やスポーツを楽しめる生涯スポーツ社会の実現に向けた施設・環境の整備及び施策の充実を図ります。
- (2) 競技力向上を目指した取り組みを支援し、競技スポーツの充実を図ります。

これらの方針の下、10年後には次の2つの目標を達成できるようにします。

- ① 成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%以上となることを目指します。
- ② 低下傾向にある子どもの体力・運動能力を向上させます。

この目標を達成するために、次の体系で施策を展開していきます。



第4節 計画の性格

本計画の性格と上位計画などとの位置付けは、次のとおりです。

- ・本計画は、町のスポーツ振興を推進していく上で指針となる基本計画です。
- ・本計画は、国が策定した「スポーツ振興基本計画」*1及び県が策定した「宮城県スポーツ振興基本計画」*2に基づく計画です。
- ・同じ時期に策定される「第4次村田町長期総合計画」*3をはじめとする関連計画との整合性を図りながら、村田らしい独自性のある計画を策定するものです。

第5節 計画の実施期間

本計画は、平成 23 年度から 10 年間で実現すべき目標を設定するとともに、その目標を達成するために必要な施策を示したものです。

なお、社会情勢やスポーツを取り巻く環境の変化に対応するために、概ね5年後に計画の見直しを行います。

また、本計画に基づく施策の実施に際しては、適宜その進捗状況の把握に努めるものとします。



^{※1} スポーツ振興法の規定に基づき、平成12年9月に文部大臣告示として策定。(平成13年度~22年度の10年計画) 計画策定から5年が経過したことに伴い、中央教育審議会スポーツ・青少年分科会の意見を踏まえ、平成18年9月 に計画を改定。

 $^{^{**2}}$ 県のスポーツ振興について、国のスポーツ振興計画をふまえて平成 14 年 12 月に策定された平成 15 年度 **2 4 年度までの 10 年計画。

^{※3} 平成23年度~32年度までの村田町の総合計画。